

金融機関における改正障害者差別解消法対応の重点ポイント (特定非営利活動法人 大活字文化普及協会の提案)

趣旨

民間事業者の合理的配慮の提供について、今までは「努力義務」とされていたことが「法的義務」とされることで、金融機関における高齢者・障害者対応が向上することが期待される。日本政府が閣議決定した基本方針では、法の対象範囲として、高齢者や障害者等を含む社会の側に障壁があることで不便が生じてる人を合理的配慮の提供対象とされている。金融機関における改正障害者差別解消法対応については下記の内容が考えられる。

重点ポイント

1. 各省庁の大臣等が発令する事業者向けガイドラインの改訂が予定されている。

民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、各省庁の大臣等が発令するガイドラインの改訂および合理的配慮の提供を義務化とすることを前提としては内容に変えていく必要がある。

公的機関と言われる「金融機関、公共交通機関や医療機関、郵便事業者などの日常生活に直結する機関は、高齢者や障害者を対象とする代読・代筆対応等の提供するための技能習得などが必要となる。

2. 金融庁においては、全国の金融機関を対象とする「監督指針」の改訂等が必要となる。

公益性の高い民間事業者(金融機関・医療機関など)は、「代読代筆などの文字情報バリアフリー技能を習得するための職員研修会」を実施する必要性がある。

☆三井住友銀行および東京スター銀行は、職員研修として毎年実施継続している。

(例)読み書き(代読・代筆)情報支援サービス研修会 ※下記の写真参照

※監督指針改定内容(案)：代読・代筆技能習得研修の実施と研修後の代読・代筆表示設置の義務化

3. パンフレット案内などは点字・音声・大活字版などの文字情報バリアフリー化が必要となる。

(例)内閣府マイナンバー周知・障害者差別解消法リーフレット等 ※下記の写真参照

合理的配慮の実施事例(文字情報バリアフリー)

民間事業者が、高齢者や障害者から何らかの配慮を求められた場合には、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求められる。



※内閣府発行：大活字版



※東京都千代田区の窓口表示



※東京都千代田区の職員研修



※内閣府：点字・音声・大活字版